

**新潟県企業局管理規程第6号**

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月28日

新潟県企業管理者 樺澤 尚

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般競争入札の公告）</p> <p><b>第5条</b> （略）</p> <p><u>2  次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に規定する期間から、次の各号に該当するごとに5日短縮することができる。ただし、この場合においても、当該期間を10日未満とすることはできない。</u></p> <p><u>(1) 公告をインターネットにより行う場合</u></p> <p><u>(2) 入札説明書の配付を公告を行った日からインターネットにより行う場合</u></p> <p><u>3  前2項の規定にかかわらず、商業上の物品又は役務（行政機関に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において行政機関以外の買手に販売され、又は販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品又は役務をいう。）に係る特定調達契約を締結しようとする場合で、かつ、当該特定調達契約の一般競争入札に係る公告及び入札説明書の配付をインターネットを使用して同時に行う場合においては、第1項に規定する期間を13日までに短縮することができる。</u></p> <p><u>4  予算執行職員等は、第1項の公告において、当該公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を英語により、記載しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p><u>5 （略）</u></p> <p>（指名競争入札の公示等）</p> <p><b>第6条</b> 特例政令第7条第1項又は第10条第6項に規定する公示については、<u>前条第1項から第4項までの規定を準用する。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>5 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による通知について準用する。</u></p>	<p>（一般競争入札の公告）</p> <p><b>第5条</b> （略）</p> <p>2  予算執行職員等は、前項の公告において、当該公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を英語により、記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（指名競争入札の公示等）</p> <p><b>第6条</b> 特例政令第7条第1項又は第10条第6項に規定する公示については、<u>前条第1項及び第2項の規定を準用する。</u></p> <p>2～4 （略）</p>

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。